

2宗文財第63号
令和2年5月22日

宗像市監査委員 佐藤 光俊 様
宗像市監査委員 吉田 剛 様

宗像市長 伊豆 美沙子
(市民協働環境部文化財課)

定期監査の結果に基づく措置状況について (報告)

令和2年5月14日付け2宗監第30号で通知のあった標記の件について、別紙
のとおり報告します。

定期監査の結果に基づく措置状況について（報告）

（別紙）

（文化財課）

定期監査実施日：令和元年5月29日

監査対象年度：平成30年度

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>（1）行政財産使用料に関する事蹟について 公園管理者以外の者が公園内に自動販売機を設置する場合の申請について、宗像市田熊石畑遺跡歴史公園条例第2条において、設置許可申請書（様式第1号）で申請するよう定めているが、占用許可申請書（様式第3号）で申請を受け付けているので、適正に事務処理されたい。</p> <p>（2）宗像市文化財保護事業補助金に関する事蹟について 宗像市補助金等交付規則第5条の2において、申請者が暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当する場合は、交付決定を行わないと定めているが、暴力団員等に該当するかの確認を交付決定後に行っているものが見受けられるので、適正に事務処理されたい。</p> <p>（3）宗像市文化財保護審議会及び宗像市史跡保存整備審議会に関する事蹟について 宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例第9条第3項から第6項において、附属機関等が公表又は公開する事項を定めているが、公表又は公開を行っていないので、公表又は公開を行われたい。</p>	<p>（1）行政財産使用料に関する事蹟について 定期監査での指摘後、課員に宗像市田熊石畑遺跡歴史公園条例第2条の規定を順守するよう周知するとともに、令和2年度の自動販売機設置申請者に対しては設置許可申請書（様式第1号）で提出するよう事前に指導し、適正に事務処理を行いました。</p> <p>（2）宗像市文化財保護事業補助金に関する事蹟について 定期監査での指摘後、課員に宗像市補助金等交付規則第5条の2の規定を順守するよう周知し、令和2年度の補助金申請においては交付決定前に暴力団員等に該当するかを確認し、適正に事務処理を行いました。</p> <p>（3）宗像市文化財保護審議会及び宗像市史跡保存整備審議会に関する事蹟について 定期監査での指摘後、課員に宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例第9条第3項から第6項を順守するよう周知し、市ホームページにおいて委員名簿の公表、会議開催の公表及び公開を行いました。</p>

(4) いせきんぐ宗像イベント業務委託に関する事蹟について

見積依頼文書に添付している仕様書に、委託予算額等の金額が記載されているので、適正に事務処理されたい。

(5) 宗像市田熊石畑遺跡歴史公園管理運営業務委託に関する事蹟について

業務報告書に記載されている受注者が実施した自主事業に、宗像市田熊石畑遺跡歴史公園条例第3条第1項第11号又は第13号に該当する行為が見受けられるが、同条例第3条第2項及び同条例施行規則第2条で定める宗像市田熊石畑遺跡歴史公園内行為許可申請書(様式第5号)を徴していないので、適正に事務処理されたい。

(4) いせきんぐ宗像イベント業務委託に関する事蹟について

定期監査での指摘後、課員には仕様書に委託予算額を記載することがないよう課内会議で周知徹底を行いました。

(5) 宗像市田熊石畑遺跡歴史公園管理運営業務委託に関する事蹟について

定期監査での指摘後、受注者に対し自主事業を実施する際、宗像市田熊石畑遺跡歴史公園条例第3条(行為の制限)に該当する行為については、同条例第3条第2項及び同条例施行規則第2条で定める宗像市田熊石畑遺跡歴史公園内行為許可申請書(様式第5号)を提出するよう指導しました。